

## ② 家族支援施策の現状

1-1 介護支援サービスの現状  
2-1 育児支援サービスの現状

家族支援施策の現状はどうなっているのか、介護支援と育児支援とに分けて、その問題点を指摘するとともに、注目すべき新しい取り組みを紹介する。

### 1-1 介護支援サービスの現状

① 現状の介護支援サービスの問題点  
団塊の世代を始め、二十一世紀に高齢者となる中心的な世代は、戦後生まれであり、高度成長期以降の豊かな時代に人生の大半を過ごしている。

所得の上昇や就業機会の多様化が進み、さらに同じ所得層や職業グループにあっても、生活のどの面に力点を置くか、個人が選択できる幅が非常に広がってきている。

そうした世代が高齢期を迎え、介護が必要な状態となった場合、それまでの生活と同様に、「自立と自己選択」の機会を要求するようになるであろう。

「住み慣れた自宅で暮らし続けたい」、あるいは逆に「寂しいから老人ホームに入りたいたい」といった、暮らし方への「選択の自由」は高齢者の人権という点で、当然保障されなければならぬ。

高齢になり心身に障害が生じた場合でも、

病院や施設に入るのが当然だと考えずに、本人が希望するならば、住み慣れた地域や家庭の中で生活を送ることが自然であるという「ノーマライゼーション」の考え方が在宅ケアの基本理念の一つになっている。

身体的条件や、子供の支援を得られるかどうかで、高齢者の生活の質に差が生じないようにするために、高齢者の「自己選択」を社会的制度によって支える必要がある。

しかし、現状では、次のようないくつかの問題点が残されている。

⑦ 施設福祉と在宅福祉との連携がうまくいっていない

在宅介護を受けていた高齢者が、さらに年をとるにつれ、より密度の高い介護が必要となったときに、施設での福祉と在宅福祉とがうまく連携されず、施設への入所が円滑にできない場合がある。

身体状況やケア・ニーズは刻々と変化するものであり、在宅福祉と施設福祉の連携は、長寿社会においてはこれまで以上に要求されてくる。

「在宅福祉か、施設福祉か」の二元論の背景には、施設福祉の拡充には財源的な破綻が予想されるために、在宅福祉により財政の負担を軽くしようという政策の転換がある（一

九八〇年代後半には、高齢者施設の建築のための国からの補助金は、総建設費の二分の一に削減されている）。

さらに、これまでの施設はどちらかといえば閉鎖的、孤立的であったことも、在宅福祉と施設福祉が対立概念としてとらえられる要因となっている。

⑧ 福祉と保健、医療の連携がうまくいっていない

施設福祉と在宅福祉ばかりではなく、福祉と保健、医療の連携も円滑に行われているとはいえない。

そのため、老人病院の入院患者のうち、医療を必要としないのに病院に入院（社会的入院）している人の割合が高い（スウェーデンの基準に当てはめた場合、過半数を占めているという報告がある）。

この背景には、住宅が狭く家族との同居を拒まれて居場所がない、病院のほうが世間体がいいといった事情がある。

社会的入院は、国が大半の財政負担をしているという点からも、高齢者の生活の質の保障という点からも、非効率的なものとなっている。

⑨ 高齢者施設が郊外にかたよりがちである  
地価の安さや、近隣の理解を得やすいこと

から、高齢者施設は郊外に建設されることが多い。このため、施設に入所した高齢者は、ある意味で「隔離」され、ノーマライゼーションの理念に反するものとなってしまう。

郊外に住む高齢者にとって、中心街の文化活動は往復の移動時間が負担となり、参加しにくくなる。まして、車椅子など、介護者に移動上の負担がかかる場合はなおさらである。

また、生活の場をゆかりのない郊外へ移すことは、近隣の人たちとのつながりなど、それまでの生活で培ってきた諸々の「財産」を失うことになる。新しい場所で新たな生活を築いていくことは、多くのエネルギーを要する。

#### ⑤ プライバシーの確保が難しい

現在、日本の老人病院や老人ホームでは、大人数の相部屋が主流であり、プライバシーの確保がなかなか難しい。しかも、個人の占有できるスペースが少ないために、家から愛用している生活道具等を持つてくることもできない。

皆が集まれるような共有スペースも必要ではあるが、個室を選択したい人を選択の余地が与えられていないのが現状である。

#### ⑥ 介護サービスを提供する人材が不足している

今後の高齢者施策の充実のためには、大量の介護労働者の確保が必要となる。しかし、現状では、マンパワーの供給が追いついていない状態である。賃金、休暇、雇用形態などの処遇の面でも決して高い水準にあるとはいえない。

#### ② 介護支援への国や地方自治体の取り組み

##### ⑦ 高齢者保健福祉推進十か年戦略

現在、厚生省では、高齢社会を迎えるにあたって、「高齢者保健福祉推進のための十か年戦略」(ゴールドプラン)の構想を打ち出している。(なお、平成六年十二月には、整備水準等の見直しを行い、「新ゴールドプラン」とされた。)

ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)

- ① 市町村における在宅福祉対策の緊急整備
- ② 「寝たきり老人ゼロ作戦」の展開
- ③ 在宅福祉等充実のための「長寿社会福祉基金」の設置
- ④ 施設の緊急整備
- ⑤ 高齢者の生きがい対策の推進
- ⑥ 長寿科学研究推進十か年事業
- ⑦ 高齢者のための総合的な福祉施設の整備

このゴールドプランに基づき、各自治体では、介護の支援サービスの拡充に向けて様々な取り組みが行われている。

以下では、横浜市を始め、他の自治体の取り組みのいくつかを紹介する。

#### ① 「いつでも安心シニアプラン」

横浜市は「ゆめはま2010プラン」のリーディングプランの一つである「いつでも安心シニアプラン」の中で、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らし続けることができるよう、保健、医療、福祉などが連携した地域ケアサービスの強化施策を強く打ち出している。

これには、介護を必要とする高齢者を対象に、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスといった在宅支援体制の強化や、特別養護老人ホームやグループホーム、ケアハウス等高齢者福祉施設の整備が織り込まれている。

また、要介護高齢者の自立の促進や介護者の負担軽減のため、高齢者の生活面での自立を可能とする住宅改造のための融資やコンサルテーション、高齢者用の市営住宅の建設や、住み替えのための融資制度や家賃助成制度といった事業も推進されている。

#### ② 時間預託制度

足立、荒川、大田、江東、新宿、杉並、世田谷、台東、練馬、文京の十区では、各区の福祉公社が実施している地域住民参加型の福祉サービスの「時間預託制度」の共通利用を始めている。

これは、高齢者や障害者を介護した時間を積み立て、将来、自分や家族がこの時間分だけ介護が受けられるもので、十区内では転居した後や、他区に住む親を介護してもらいたいときでも、サービスが受けられる。

各区で異なっているサービス内容や利用料金は、積み立てた時間を金額に換算し、利用先の公社の体系に合わせ計算し直す仕組みになっている。

より広範囲での住民相互の支え合いを可能とするユニークな取り組みといえよう。

ただし、将来の介護の受け手と担い手の需給状況によっては、サービスが受けられなくなる可能性があることや、地域外へ転居した場合の対応など、解決すべき問題点も指摘さ

れている。

#### ⑤高齢者施設の広域的整備

また、広域化の動きは、高齢者施設の建設の際にもみられる。

福岡市では、地域に共通する問題を周辺自治体との共同事業で取り組もうという、広域行政事業を推進している。

二十二市町村で組織する福岡都市圏広域行政事業組合が事業主体となり、特別養護老人ホーム等を整備した。約二万三千平方メートルの敷地に、重度の痴呆症高齢者向けに百二十床（うち短期入所者向けが二十床）を備えた特別養護老人ホーム、通所者向けに食事、入浴などができるデイ・サービスセンターや在宅介護支援センターなどを建設した。

特別養護老人ホーム入所者用のスペースはすべて平屋建てで、入所者が交流できるようにコミュニティ・ホールを設け、屋外にも広場を多く設け、自由に歩き回れる空間を確保している。

総事業費約三十九億円の約四〇％は福岡市が負担し、国や福岡県の補助金を得ながら、残りを関係市町村で分担している。

各都市が抱える共通の課題に広く取り組んでいる好例といえる。

#### ④介護福祉士等の養成

さらに、介護にあたる人材の確保に向けた取り組みも見られる。

大阪市では、介護福祉士等修学資金貸与制度を始めている。高齢化社会に伴い、介護福祉士や理学療法士の需要が大幅に増えるのを見込み、早期に人材育成をはかるのが目的である。

この制度は、専門学校や短大で介護福祉士養成課程などを専攻している学生に、修学金を無利子で貸与するものである。

対象は、卒業後、大阪市所管の社会福祉施設に勤務する意志のある人で、介護福祉士が五十人、理学療法士が五人。

貸与は養成学校の修業期間にわたり、月額は五万円以内。卒業後、介護業務や機能訓練の業務に従事すれば、期間に応じて貸与額の一部または全額が免除される。

#### 2 一 育児支援サービスの現状

わが国において現状の育児支援施策は、どの程度、仕事と育児の両立に取り組む親たちのニーズを満たしているのであろうか。現状の育児支援施策のあり方と、子育て期にある親たちのニーズとのギャップを焦点として概観してみたい。

##### ① 現状の育児支援サービスの問題点

##### ⑦ 所得保障がない育児休業法

近年の著しい出生率低下が契機となり、行政による育児支援施策も徐々に拡充されてきている。

一九九二年に施行された育児休業法では、一歳未満の子供を持つ男女労働者が最長一年の休暇を取得できることを定めている。また、育児休業を選択しない労働者には、「勤務時間の短縮」を保障することも、事業主に義務づけている。

この育児休業法は、父親も休暇をとることができ、育児を男女共同で負担する考え方が

立っている。育児休暇を取るかどうか、勤務時間を短縮させるかどうか、父親と母親のどちらがそうした措置を受けるか、選択ができるようになってきている。

当初、常時三十人以下の労働者を雇用する小企業（横浜市でいうと、労働者の二七・五％が勤務している）に対しては、施行が猶予されていたが、一九九五年の四月から小企業にも適用される。ただし、依然違反した事業主への罰則規定は見送られている。

しかし、育児休業法が、子供を持つ労働者が仕事と育児を無理なく両立できるように機能するには、多くの問題が残されている。

まず、最も批判を受けているのが、育児休業中の所得保障がないことである。現行では、あくまで育児のための「時間」を保障する制度にとどまっている。

これは、育児の経済的負担が増すという問題以外にも、男女間の不平等という問題を引き起こす。

夫婦どちらが取得することもできるといつても、所得保障がないため、収入の少ないほう（大半の場合母親）が休暇をとるようになる。したがって、結果として育児休業法は、「子育て＝母親の仕事」という固定化を助長するように作用する。

また、この制度の導入により、休業中の代替要員の確保や社会保障費など、事業主側の負担が増えることになる。そうなれば、制度の利用が想定される勤労者（多くの場合女性）が多くなるほど、人件費が相対的に高まることになり、採用の抑制が行われる可能性がある。

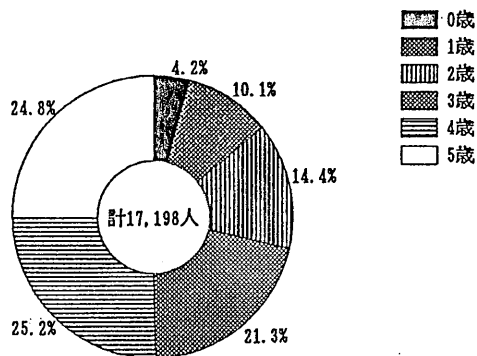
表-1 0～5歳児の保育所、幼稚園在籍率

		0～2歳児		3～5歳児		0～5歳児
		保育所	保育所	幼稚園	保育所・幼稚園	
一九七〇	在籍児童数 在籍率	196,574人 3.53%	934,787人 18.63%	1,674,625人 33.37%	2,805,986人 26.53%	
一九八〇	在籍児童数 在籍率	472,873人 9.54%	1,502,013人 27.11%	1,407,093人 43.45%	4,381,979人 41.76%	
一九九〇	在籍児童数 在籍率	403,647人 10.69%	1,320,128人 31.77%	2,000,267人 48.14%	3,724,042人 46.95%	

3～5歳児の統計は文部統計による。保育所の1980年のは1979年のもの。  
 0～2歳児在籍率 = (厚生省統計の保育所在籍率) - (文部統計の3～5歳児在籍率)  
 在籍率 = 各年齢区分在籍児童数 ÷ 該年齢人口 (総務庁「国勢調査」)

「保育園はどう変わるべきか」村山祐一

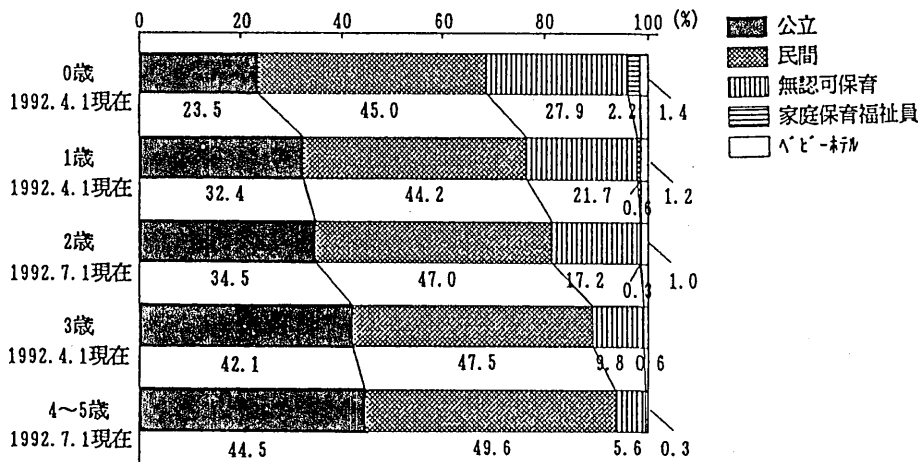
図-1 託児されている子供の年齢別構成 (横浜市)



資料：横浜市民生局調べ、1992年

「横浜の女性1993」横浜市民生局

図-2 年齢別にみた託児機関 (横浜市)



資料：横浜市民生局調べ

「横浜の女性1993」横浜市民生局

①水準の低い児童手当  
 児童手当は、従来は二人目の子供から支給されていたが、一九九一年には、第一子から月額五千元を、第三子以降は、月額一万円が支給されるようになった。  
 しかし、決して十分なものとはいえず、スウェーデンなどの福祉先進国に比べ、支給額、支給期間ともにその水準は低い。日本では支給期間は三歳未満までであり、対象も親の年収によって制限されている。  
 横浜市の「市民意識調査」では、出生率の低下の要因として、六三・七%が出産・子育てのための経済的負担が大きいためにあげられており、子育ての経済的負担を軽減させる方向へと現行の制度を見直す必要があるといえよう。

②〇～二歳児の低い在籍率  
 一九九〇年度の全国の〇～五歳児の保育所と幼稚園をあわせた在籍率(該当年齢人口における保育所、幼稚園の在籍児童数の比率)は約四七%である。この数字は、二十年前に比べ約二〇%上昇している。特に四～五歳児の在籍率は九割を超えている。この年齢では保育所、幼稚園が半ば義務教育化しているといえる。  
 しかし、〇～二歳児では、在籍率が約一〇%にとどまっている(表-1)。  
 横浜市でも乳児保育の実施率は低い。市内公立・私立の認可保育所に在籍する乳幼児の年齢別構成をみると、〇歳児は四・二%、一歳児は一〇・一%にとどまり、やはり四～五歳児が半数を占めている(図-1)。

さらに、〇歳児、一歳児は、無認可の施設に預けられている割合が高く、公立の割合は二～三割にすぎない(図-2)。  
 ③年齢が低いほど多い待機児童  
 自治労連保育部会と保育研究所が一九九一年に行った「全国各地域乳幼児実態調査」では、全国に、入所を希望しながら入所できずにいる「待機児童」が、どのくらいいるかを

明らかにしている。

この調査は、一九八五年四月一日～一九九一年三月三十一日に生まれた子供を持つ親を対象に、全国二十二都道府県で実施したものである。

まず、母親が働いている場合の入所状況をみると、六四・四％が乳幼児を保育所に入所させている。そして、「入所させたいができない」「入りたいと思う」がそれぞれ三・四％、一一・二％となっている。残りが「入れたくない」（一一・六％）、「わからない」（九・四％）である。

つまり、入所希望がありながら、入所していない層は、全体の一四・六％となる。この比率を年齢別にみると、三歳以下から急に割合が高くなる。○歳児では、現状入所している割合が二六・五％に対して、「入所させたいができない」が六・九％、「入りたいと思う」が四〇・九％となっている。

年齢が下がるにしたがい、供給が追いつかず、入所を妨げているといえる。子供を入所させていない母親たちは、祖父母など他の保育者に育児を任せて、就業を続けていることになる（表一②）。

④育児専念世帯でも高い入所意向

同調査から、働いていない母親の入所意思をみる。

まず、現在入所させている層は、全体の四・二％となっている。「入所させたいができない」「入りたいと思う」がそれぞれ六・六％、一九・四％であり、入所希望がありながら、現在入所していない層は、全体の二六・〇％となる。

この割合は、子供の年齢が下がるにつれて高くなり、一歳児で三四・七％、○歳児で三八・三％となる（表一③）。

現在働いていない母親の就業意向をみると、未就学児童を抱える家庭の母親の多くが就業意向を持っている。

職業につきたいものの、育児が障壁になり、意に反して働いていない状況がいま見える。この層が職業につくことができるよう、仕事と育児の両立が可能となるような支援が必要となる。

⑤就労と子育ての両立の鍵となる延長保育

仕事と育児を両立できるか否かは、時間外労働や通勤時間等、保護者の労働実態に応じた保育サービスが利用できるかどうかにかかっている。

特に延長保育のニーズが高い現状では、延長保育実施のための補助額が限定されているため、実施している保育所の数は限られている。

⑥高まる乳児保育ニーズ

先の「全国地域乳幼児実態調査」の結果が示すように、○歳児や一歳児といった乳児を抱える家庭でも、保育施設の利用意向は高い。

表一② 母親が働いている乳幼児の入所状況（年齢別）

	①現在入所させている	②入所させたいができない	③入りたいと思う	入所・入所希望数 ①+②+③	④入れたくない	⑤わからない	合計
6歳児 1985年 生まれ	2,060人 (88.1%) 66.7%	96人 (4.1%) 3.1%	182人 (7.8%) 5.9%	2,338人 (100.0%) 75.7%	400人 12.9%	353人 11.4%	3,091人 100.0%
5歳児 1985年 生まれ	2,825人 (89.7%) 70.4%	117人 (3.7%) 2.9%	208人 (6.6%) 5.1%	3,150人 (100.0%) 78.4%	486人 12.2%	376人 9.4%	4,012人 100.0%
4歳児 1987年 生まれ	2,707人 (88.9%) 71.2%	108人 (3.5%) 2.7%	230人 (7.6%) 6.1%	3,045人 (100.0%) 80.0%	429人 11.3%	330人 8.7%	3,804人 100.0%
3歳児 1988年 生まれ	1,870人 (79.2%) 65.5%	105人 (4.6%) 3.7%	284人 (15.2%) 12.4%	2,359人 (100.0%) 82.6%	295人 10.3%	199人 7.1%	2,853人 100.0%
2歳児 1989年 生まれ	1,202人 (69.6%) 55.8%	108人 (6.3%) 5.0%	417人 (24.1%) 19.4%	1,727人 (100.0%) 80.2%	220人 10.2%	206人 9.6%	2,153人 100.0%
1歳児 1989年 生まれ	623人 (57.3%) 44.5%	45人 (4.1%) 3.2%	419人 (38.6%) 30.0%	1,087人 (100.0%) 77.7%	167人 11.9%	146人 10.4%	1,400人 100.0%
0歳児 1991年 生まれ	92人 (36.7%) 26.5%	24人 (9.2%) 6.9%	142人 (55.0%) 40.9%	258人 (100.0%) 74.1%	54人 15.6%	35人 10.1%	347人 100.0%
合計	11,379人 (81.4%) 64.4%	603人 (4.3%) 3.4%	1,982人 (14.3%) 11.2%	13,964人 (100.0%) 79.0%	2,051人 11.6%	1,645人 9.4%	17,660人 100.0%

「保育園はどう変わるべきか」村山祐一

表一③ 働いていない母親の入所意思について

	働いていない						
	①現在入所させている	②入所させたいができない	③入りたいと思う	入所・入所希望数 ①+②+③	④入れたくない	⑤わからない	合計
6歳児 1985年 生まれ	438人 (41.4%) 11.7%	269人 (25.4%) 7.2%	351人 (33.2%) 9.3%	1,058人 (100.0%) 28.2%	1,624人 43.2%	1,077人 28.6%	3,759人 100.0%
5歳児 1986年 生まれ	657人 (47.0%) 13.0%	368人 (26.3%) 7.2%	372人 (26.7%) 7.3%	1,397人 (100.0%) 27.5%	2,157人 42.5%	1,517人 30.0%	5,071人 100.0%
4歳児 1987年 生まれ	697人 (37.0%) 11.9%	474人 (25.2%) 8.1%	712人 (37.8%) 12.2%	1,883人 (100.0%) 32.2%	2,300人 39.4%	1,654人 28.4%	5,837人 100.0%
3歳児 1988年 生まれ	460人 (22.4%) 7.8%	406人 (19.8%) 6.9%	1,183人 (57.8%) 20.1%	2,049人 (100.0%) 34.8%	2,194人 37.4%	1,625人 27.8%	5,868人 100.0%
2歳児 1989年 生まれ	300人 (12.8%) 4.8%	394人 (16.8%) 6.3%	1,655人 (70.4%) 26.6%	2,349人 (100.0%) 37.7%	2,085人 33.5%	1,800人 28.8%	6,233人 100.0%
1歳児 1989年 生まれ	185人 (8.5%) 3.2%	283人 (12.9%) 4.9%	1,720人 (78.6%) 29.8%	2,188人 (100.0%) 37.9%	1,896人 32.8%	1,695人 29.3%	5,779人 100.0%
0歳児 1991年 生まれ	54人 (5.6%) 2.3%	111人 (11.6%) 4.7%	792人 (82.8%) 33.6%	957人 (100.0%) 40.6%	686人 29.2%	712人 30.2%	2,359人 100.0%
合計	2,791人 (23.6%) 4.2%	2,306人 (19.4%) 6.6%	6,785人 (57.1%) 19.4%	11,881人 (100.0%) 34.0%	12,941人 37.1%	10,084人 28.9%	34,906人 100.0%

上段の数字は乳幼児数 下段の数字は該当年齢別乳幼児数で除した率

「保育園はどう変わるべきか」村山祐一

「現在入所させている」「入所させたいが  
できない」「入りたいと思う」の三つを合計  
すると、母親が働いていない場合は、○歳児  
で四〇・六％、一歳児で三七・九％となる。  
また、母親が働いている場合は、○歳児で七  
四・三％、一歳児で七七・七％となる。

しかし、実際入所できている家庭は限られ  
ており、待機している層（「入所させたいが  
できない」＋「入りたいと思う」）は、○歳  
児で全体の四一・一％、一歳児で三五・〇％  
に達する。

このように、親たちのニーズが高いわりに、  
供給量が拡大しないのは、乳児の場合は多く  
の保育が必要となり、各保育施設で十分な保  
母の確保ができないといった事情による。ま  
た、増員のためのコストは、保育料に反映さ  
れることになり、親の負担も大きくなる。

今後、育児休業が普及すれば、乳児保育へ  
のニーズは飛躍的に高まることが予想される。  
現状では、育児休業明けに、子供を預かって  
くれる保育施設が見つからない、見つかった  
としても年度途中の入所が難しいなどの問題  
がある。

② 限定された保育の対象  
さらに、保育施設に入所できる対象が限定  
されている。

厚生省の入所基準である「保育に欠ける」  
家庭とは、両親および同居の家族が労働する  
ことを常態としており、日中家庭にいないた  
め、保育ができない家庭を指している。

この基準に従えば、母親が第二子出産のた  
め育児休業をとった場合、家庭に保育者がい  
ると見なされるため、上の子が保育所を退所

しなければならなくなる。（ただし、平成四  
年度から、原則として三歳以上の児童につ  
いては措置継続を認めている。）

保育料も、世帯収入によって格差が設けら  
れている。世帯収入が高額なほど保育料が高  
くなる仕組みとなっており、比較的所得の高  
い共働きのサラリーマン世帯の負担感・不公  
平感が増大している。

## ② 育児支援への取り組み ⑦ エンゼルプラン

子育てと仕事の両立支援の総合計画である  
「エンゼルプラン」が現在、国の施策として  
推進されている。

エンゼルプラン（子育てと仕事の両立支援の  
総合計画）

- ① 延長保育をする保育所の充実
- ② 週三日など一時的保育を受け入れる保育所  
の充実
- ③ 育児相談所など地域子育てモデル事業の拡  
大

- ④ 耐用年数を迎える保育所の増改築
- ⑤ 放課後児童クラブの充実
- ⑥ 母子保健総合医療センターの新設
- ⑦ 病氣回復期の乳幼児のデイサービス医療施  
設の充実

延長保育・乳児保育の拡充はもとより、企  
業内保育への補助、ベビーシッターへの補助  
金を支給する在宅保育サービス事業などが織  
り込まれている。

さらに労働省は「ファミリーサポートセン

ター」の設置、育児休業制度の有給化、勤務  
時間の短縮措置の普及、地域ボランティアに  
よる共同保育への支援を計画している。

行政による育児支援施策はメニューの豊富  
さという点では、福祉先進国並みに充実して  
きており、残される課題は、いかにそれぞ  
れのメニューを融合させ、実際に適用してい  
くかである。

地域の実情に合わせ、育児支援施策の各メ  
ニューのウエイトづけをし、量、質両面にお  
いて、支援体系の最適化をはかる必要がある。

① 「生き生きはまっ子プラン」  
横浜市では、「ゆめはま2010プラン」  
のリーディングプランの一つとして「生き生  
きはまっ子プラン」を策定し、養育者の子育  
ての負担を軽減し、安心して子供を育てられ  
る支援体制の充実をめざしている。

一時保育、夜間保育の拡充のほか、既存の  
保育所を「地域子育て支援センター」と位置  
付け、専門スタッフを配置し、育児相談や他  
の保育所が実施する子育て支援の企画や調整  
を行うといった事業も計画している。

また、各地域ごとに、子育てサロンの整備  
や、養育者の子育ての仲間づくりを支援する  
人材の育成も盛り込まれ、子育てに悩む養育  
者の不安の解消をはかっている。

共働き世帯ばかりでなく、子育てにあたる  
すべての養育者を対象とした支援のあり方は  
注目すべきであろう。

⑨ 育児休業中の経済的支援  
大阪府では、育児休業中の所得保障がない  
ことに対応するため、生活資金融資制度を新  
設し、子育て家庭に対する経済的支援をはかっ

ている。

中小企業基本法に定める中小企業の労働者を対象に、一人百万円を限度に定期預金並みの金利で資金を貸し付けている。返済期限は五年で、一年以上府内に居住しているか、府内の企業に勤めていることを条件としている。

#### ①ベビーシッターの育成

ベビーシッター業者五十六社が加盟する社団法人全国ベビーシッター協会は、厚生省と社会福祉法人日本保育協会の協力を得て、ベビーシッター志望者や経験の浅いシッターを対象とした研修を全国で実施している。

東京、名古屋、大阪、岡山、福岡の五都市で、ベビーシッターの心得・マナー、乳幼児の発達といった基礎知識のほか、調乳、おむつの取り換え方などの指導が受けられるようになってきている。

#### ②民間企業による共同保育

民間企業による共同保育の推進も注目している。

東京都港区にある「チャイルドケアセンター・南麻布」では、共同託児施設の運営を受託し

ている。生命保険会社、損害保険会社から、百貨店、ソフト開発会社、学習塾、大使館まで、同じ地域に本社や店舗を持つ企業が共同保育に参加している。一社から預かる子供は三〜五人と少ないが、合計すると二十五人になる。

一つの企業で企業内保育を運営すると、年間コストは保育や調理師の人員費だけで数千万円に及ぶ。そこで、コスト負担を軽減するために、複数の企業による「共同保育」が生まれたという経緯がある。

コスト負担の圧縮に加え、利用者が少なくても設置しやすいというメリットもあるという。

#### ③大手民間企業による無認可保育所の開設

さらに、大手民間企業が本格的な保育事業をスタートさせている。福武書店（四月からベネッセコーポレーション）では、無認可保育所「ラ・プティ・アカデミー（LPA）」を開設している。

〇〜五歳児を対象に発達段階に合わせて五クラス、開園時間は午前七時から午後八時ま

である。米国八百カ所施設を運営している「ラ・プティ・アカデミー」とライセンス契約を結び、ノウハウを取り入れており、児童の創造力を培うユニークな設備を持つ。保育料金は三〜五歳児が月四万七千円、〇〜二歳児が六万二千円となっている。

保育施設としては、通勤途中などに寄れる便利な立地や長時間保育が求められるが、認可保育所の場合、厚生省令で定めた児童福祉施設の最低基準を満たさねばならず、外遊戯場を確保しにくい駅周辺の立地は難しくなる。

また新規に保育所を開くには、既存保育所との摩擦が生じないように配慮するといった制約があるほか、独自の育児法を導入したくとも、認可保育所では保育内容について、細かい指導を受けなければならない。

ここに、有力企業が「無認可」という形で保育所経営に乗り出した理由がある。無認可保育所にとどまれば、国から「措置費」（助成金）は交付されないが、それでも無認可のほうが事業形態として魅力的、との判断が働いているといえよう。